

# ご旅行条件書（募集型企画旅行）

## 1. 募集型企画旅行契約

(1) この旅行は、株式会社サン・アンド・アドベンチャー（観光庁長官登録旅行業第 1746 号・以下「当社」といいます）が企画募集する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。

(2) 当社旅行契約においてお客様が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関などの提供 する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように手配し、旅程管理することを引き受けます。

(3) 旅行契約の内容・条件は、ホームページ及びパンフレット（以下「パンフレット等」といいます）本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面（最終日程表）並びに当社旅行業約款（募集型旅行契約）によります。

## 2. 旅行のお申込みと契約の成立

(1) 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、お 1 人様につき下記の申込金を添えてお申し込みください。申込金は旅行代金、取消料又は送料のそれぞれ 1 部又は全部として取り扱います。

(2) 申込金は下記の通りとなります。

区分	申込金
旅行代金が 30 万円以上	50,000 円
旅行代金が 15 万円以上 30 万円未満	30,000 円
旅行代金が 15 万円未満	20,000 円

又、旅行契約は、当社が締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。但し、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

(3) 当社は、電話、郵便・ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、旅行契約は予約の時点では成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して 3 日以内に申込金を受領したときに成立するものとします。この期間に申込金を提出されない場合は、予約はなかったものとして取り扱います。

(4) 旅行参加中に特別な配慮を必要とするお客様は、予約申込時にお申し出ください。当社は、可能な範囲内でこれに応じます。

(5) 前項の申し出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とします。

(6) 契約締結の年月日は、ご来店の場合は申込金領収書の領収日をもって、通信手段による予約受付の場合は、申込金の銀行及び郵便局の送金振込・現金書留の領収書の控えの領収日をもって契約締結の年月日とします。その場合は銀行等の領収書の控えまたは振込明細書等の控えを弊社よりの領収書にかえます。また送金・振込手数料についてはお客様ご負担とさせていただきます。

(7) お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態お待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。（以下「ウェイティング登録」といいます。）その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。この時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。ただし、当社がその予約可能通知の前にお客様から「ウェイティング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ち頂ける期限まで結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全部払戻します。なお、「ウェイティング登録」は予約の完了を保証するものではありません。

(8) 申込書等にお客様のローマ字氏名を記入する際は、今回の旅行に使用する旅券に記載されているとおりにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、当社は、お客様の交替の場合に準じて、第 12 項のお客様の交替手数料をいただきます。なお、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には所定の取消料をいただきます。

## 3. 申込み条件

(1) 20 歳未満の方は保護者の同意書が必要です。15 歳未満の方は保護者の同行を条件とする場合があります。

75 歳以上の方は、所定の「健康アンケート」の提出をお願い致します。又、場合によってはご参加をお断りさせていただくか、同伴者の同行を条件とする場合があります。

(2) 特定の旅行層を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りすることがあります。

(3) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(4) お客様が、当社に対して暴力の又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(5) お客様が、風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(6) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、障害をお持ちの方などで特定の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。尚この場合、医師の診断書又は当社所定の「お伺い書」を提出していただく場合があります。又、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者/同伴者の同行などを条件とさせていただくか、コースの 1 部について内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。妊娠が原因となる保険による補償は適用外の場合が殆どです。妊娠中にご参加の方は、お客様ご自身の責任においてご参加していただくことを条件とします。但し、妊娠 36 週以降（出産予定日の 4 週間以内）の航空機搭乗及び出産予定日がはっきりしない場合は、健康診断書の提出が必要です。又、航空機搭乗及び出産予定日の 14 日以内の場合は、産科医の同伴が必要となります。いずれの場合も現地事情や運送・宿泊機関等の状況により、お申込みをお断りさせていただくか、お客様のご負担で介助の為の同伴者の同行等を条件とさせて頂く場合があります。

(7) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の自由により、医師の診断又は加療が必要と当

社が判断する場合は、当社が旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせて頂く場合があります。尚、これに係る一切の費用はお客様のご負担となります。

(8) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件でお受けすることがあります。又、お客様のご都合により旅行から離脱する場合は、事前にご旨及び復帰の有無、復帰の予定日時等の旅行が必要から。

(9) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがある当社が判断する場合は、お申込みをお断りすることがあります。

(10) その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りすることがあります。

## 4. 旅行契約書面と最終日程表のお渡し

(1) 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はパンフレット、本旅行条件等により構成されます。当社が旅行契約により手配し旅程を管理する業務を負う旅行サービスの範囲は契約書面に記載するところによります。

(2) 前項の契約書面を補充する書面として、当社は確定した集合場所等の旅行日程、利用運送機関及び、宿泊機関等が記載された最終旅行日程表を旅行開始日の前日までにお渡しします。（当社は旅行開始日の 7 日前頃にはお渡しできるよう努力いたします。）但し、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目に当たる日以降の場合には、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。年末・年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の間際にお渡しすることがあります。尚、最終旅行日程表のお渡し前であっても、お客様からのお問い合わせがあった場合には、当社は手配状況についてご説明いたします。

## 5. 旅行代金のお支払方法

旅行開始日の前日以前から起算してさかのぼって 30 日目に当たる日以降のお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

(2) お支払方法は 2 項(6)の方法とします。その際の送金・振込手数料についてはお客様ご負担とさせていただきます。又、銀行等の領収書の控え又は振込明細書等の控えを弊社よりの領収書にかえます。

## 6. 支払い対象旅行代金

「支払い対象旅行代金」とは、募集広告又はパンフレット等に「旅行代金」として表示した金額 プラス 「追加旅行代金」として表示した金額 マイナス 「割引代金」として表示した金額をいいます。この合計金額は、第 2 項の「申込金」、第 13 項(1)の 1 の(ア)「取消料」、第 13 項(1)の 2 の(ア)「送料」及び、第 22 項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

## 7. 追加代金と割引代金

(1) 第 6 項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます（あらかじめ「旅行代金」の中に入れて表示した場合は除きます）。

1. お 1 人部屋を使用される場合の追加代金

2. パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金

3. 「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金

4. パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。

5. パンフレット等で当社が「C・F クラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に関する運賃差額

6. パンフレット等で「\_\_追加代金」と称するもの（ストリートチェックイン追加代金、航空会社当社指定、航空便の選択、宿泊ホテル指定の選択、平日・休前日の選択、出発・帰着曜日の選択等パンフレット等に記載した場合の追加料金等）

7. その他、お客様の希望により追加手配を行った場合の追加代金。

(2) 第 6 項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます（あらかじめ、割引後の旅行代金を設定した場合を除きます）

1. パンフレット等で当社が「トリプル割引」等と称し、1 つの部屋に 3 人以上が宿泊することを条件に設定した 1 人あたりの割引代金

2. その他パンフレット等で「\_\_割引代金」と称するもの

## 8. 旅行代金に含まれるもの

(1) 航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金（この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金（原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限ります。以下同様とします。）を含みません）。当パンフレット内でファーストクラス席、ビジネスクラス席と明示されていない場合はエコノミークラス、設定は普通席を利用します。(2) 送迎バス等の料金（空港、駅、埠頭と宿泊場所間）。ただし、旅行日程に「お客様負担と表記してある場合を除きます。

(3) 旅行日程に記載した宿泊料金及び税・サービス料金（パンフレット等に特に記載がない限り、2 人部屋に 2 人ずつの宿泊を基準とします）。

(4) 旅行日程に記載した食事料金及び税・サービス料金。

(5) 旅行日程に記載した観光料金（バス料金・ガイド料金・入場料金）

(6) 添乗員付きコースの場合は添乗員が同行するために必要な諸費用

(7) お 1 人につきスーツケース等 1 個の受託手荷物運搬料金（お 1 人 20kg 以内が原則ですが、クラス、方面によって異なりますので、詳しくは係員におたずねください。）手荷物の運送は当該運輸機関が行い、当社が運輸機関に運送委託手続を代行するものです。※上記諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払戻しはいたしません。

## 9. 旅行代金に含まれないもの

前第 8 項に記載したもの以外に旅行代金に含まれません。その 1 部を以下に例示します。

(1) 超過手荷物料金（各種運送機関で定めた重量・容量・個数を超えるもの）

(2) クリーニング代、電報・電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用及びこれに係る税・サービス料金

(3) 渡航手続関係諸費用（旅券印紙代、査証料、予防接種料、出入国カード作成等に係る渡航手続取扱料金、傷害・疾病保険料等）

(4) 希望者のみ参加されるオプションツアー（別添付料金の小旅行）の代金

(5) 空港施設使用料、空港税・出国税等（以下空港税等）運送機関が政府その他の公的機関に代わって収受しているもの。但し、空港税等を含んでいることを表記されているコースを除きます。空港税等についてはコースにより旅行代金とは別に日本にてお支払い

- いただく場合と、現地でお支払いいただく場合があります。
- (6)運送機関の誤り付加運賃・料金（燃料油サーチャージ等）
- (7)日本国内におけるご自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費、手荷物運搬料金及び、旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費
- (8)チップ、心付け、手荷物運搬料金（ポーターージ）等
- (9)傷害・疾病に関する医療費等

#### 10. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他他社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行契約の内容を変更することがあります。

ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

#### 11. 旅行代金の変更

当社は、旅行契約締結後であっても、次の場合は旅行代金を変更します。

- (1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にご通知します。
- (2)前第10項に基づく契約内容の変更により、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (3)前第10項に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます）の減少又は増加が生じた場合（費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます）には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金を変更することがあります。
- (4)当社も運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

#### 12. お客様の交替と氏名の訂正

- (1)お客様は、当社の承諾を得た場合に限って、旅行契約上の地位を、当該お客様が指定した別の方に譲渡することができます。
- （ただし、コースにより、また時期により当該交替を一切お受けできないことがあります）

この場合、当該お客様は、第13項(1)の1.(ア)に定めた取消料のお支払いに替え、当社に当該交替に要する手数料として交替を受ける当該お客様1人あたり1万円をお支払いいただきます。

（ただし、取消料対象期間外の場合を除きます。又、既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を申し受ける場合があります）

- (2)旅行契約上の地位の譲渡の効力は前(1)の承諾を得て、かつ手数料を当社が受理した時に成立します。（但し、手数料不要の場合は承諾時）

氏名の訂正、別紙

- (3)任意の海外旅行保険、旅行小切手等契約が必要とする。

#### 13. 旅行契約の解除・払い戻し

- (1)旅行開始前の解除・払い戻し

##### 1. お客様の解除権

(ア)お客様は別表第一に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。尚、下表という「旅行契約の解除期日」とは、お客様が当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただき、確認したときを基準とします（当社の責任とならない各種ローンの取扱い手続上及びその他渡航手続又は諸手続上の事由に基づきお取り消しになる場合も含みます）。お取消時すでに渡航手続を開始又は終了している場合には、本項の取消料の他に渡航手続所要実費および渡航手続代行料金を申し受けます。一定の事由により、取消しを余儀なくされた場合に取消料及び渡航手続費用相当額が支払われる保険があります。

(イ)特定コースについては、別途お渡しする旅行条件書またはパンフレット等記載の旅行条件によります。

(ウ)お客様は次に掲げる場合において、本項(1)の1.(ア)の規定に関わらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。この場合、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻します。

a)当社によって契約内容が変更されたとき、但し、その変更が第22項の別表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限り

b)第11項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。

o)天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の事由が生じた場合において、より旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。

d)当社の責に帰すべき事由によりパンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

(エ)当社は本項(1)の1.(ア)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引いた額を払い戻します。取消料を申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また、本項(1)の1.(ウ)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払い戻します。

(オ)お客様の任意で旅行サービスの一部を受領しなかったとき、または途中離脱された場合は、お客様の権利放棄となり、一切の払い戻しをいたしません。

(カ)旅行契約の成立後にコースまたは出発日を変更された場合も上記の取消料の対象となります。

##### 2. 当社の解除権

(ア)お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金を支払われなかったときは、旅行契約を解除することがあります。

この場合、本項(1)の1.(ア)に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

(イ)次の各a)～g)に該当するときは当社は旅行契約を解除することがあります。

a)お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

b)お客様が病気、必要な介助者の不在、その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

o)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

d)お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

e)お客様の数がパンフレット等に記載した最少催行人員に満たないとき。

f)この場合は、ピーク時に旅行を開始するものにあつては、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日目に当たる日より前までに、また、ピーク時以外に旅行を開始するものにあつては、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目に当たる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

g)スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

h)天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、また不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(ウ)当社は、本項(1)の2.(ア)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いた額を払い戻します。また、本項(1)の2.(イ)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払い戻します。

##### (2)旅行開始後の解除・払い戻し

###### 1. お客様の解除権

(ア)お客様のご都合により旅行サービスの一部を受領しなかったとき、または途中離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、当社は一切の払い戻しをいたしません。

(イ)お客様の責に帰さない事由によりパンフレット等に記載した旅行サービスを受領できなくなったとき、または当社がその旨を告げたときは、お客様は取消料を支払うことなく当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額を払い戻します。ただし当社の責に帰さない事由による場合においては、当社も当該旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分から、取消料、違約料その他の既に支払、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

###### 2. 当社の解除権

(ア)旅行開始後であっても、当社は、次に掲げる場合においては、お客様ご理由を説明して旅行契約の一部を解除する事があります。

a)お客様が病気、必要な介助者の不在、その他の事由により、旅行の継続が耐えられないと認められるとき。

b)お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行するほかの旅行者に対する暴行又は脅迫等により、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

o)天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であつて、旅行の継続が不可能となったとき。

(イ) 解除の効果及び払い戻し

当社は本項(2)の2.(ア)により旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は将来に向かってのみ消滅します。

お客様が既に受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。この場合において、当社は、旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から当社が当該旅行サービス提供者に既に支払い、またはこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いた額を払い戻します。

(ウ)本項(2)の2.(ア) a)、o)により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、お客様が出発地へ戻るために必要な手配をします。尚、これに要する一切の費用は、お客様の負担とします。

(エ) 集合時刻を過ぎても集合場所にお越しにならない場合、旅行契約を解除することがあります。この場合権利放棄とみなし払い戻しはできません。

##### 取消料

(一) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約(次項に掲げる旅行契約を除く。)

###### 区分 取消料

お客様もつても下記の取消料を支払って旅行契約を解除する事が出来ます

###### 一 国内旅行に係る取消料

区分	取消料
一 次項以外の募集型企画旅行契約	
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目（日帰り旅行にあつては十日目）に当たる日以降に解除する場合（ロからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の30%
ハ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%
ニ 旅行開始当日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%
二 貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。

備考 (一) 取消料の金額は、契約書面に明示します。  
 (二) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

二 海外旅行に係る取消料

区分	取消料
一 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。）	
イ 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降に解除するとき（ロからニまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の10%
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%
ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%
ニ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

区分	取消料
二 貨机航空機を利用する募集型企画旅行契約	
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって九十日目に当たる日以降に解除する場合（ロからニまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）	旅行代金50%
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の80%
ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%
三 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。

注：「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。

備考 (一) 取消料の金額は、契約書面に明示します。  
 (二) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

14. 旅行代金の払い戻し時期

当社は、第11項(2)、(3)、(4)の規定により旅行代金を減額した場合、または前13項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレット等に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻します。

15. 旅程管理

当社は、次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力します。ただし、当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- (1) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- (2) 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

16. 当社の指示

お客様は、旅行開始後、旅行終了までの間において団体で行動していただくときは、旅行を安全かつ円滑に実施するため、添乗員等の当社の指示に従っていただきます。お客様が添乗員等の指示に従わず、団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中でであっても、そのお客様の以後の旅行契約を解除することがあります。

17. 添乗員等の業務

- (1) 当社は、旅行の内容により添乗員その他の者（以下「添乗員等」という）を同行させ、第15項に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。添乗員の同行の有無はパンフレット等に明示します。
- (2) 添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない旅行にあっては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部または一部を行います。
- (3) 添乗員が同行しない旅行にあっては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示します。
- (4) 添乗員その他の者が本項の業務に従事する時間間は、原則として8時から20時までとします。

18. 当社の責任

(1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社が手配を代行させる者（以下「手配代行者」といいます。）の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。

- (2) 本項(1)の規定は、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り、適用します。
- (3) お客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは、当社が本項(1)の責任を負いません。ただし、当社または当社の手配代行者の故意または重大過失が証明されたときは、この限りではありません。
- (ア) 天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (イ) 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (ウ) 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病、その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由による隔離またはこれらによって生じる損害、旅行日程の変更、中止
- (エ) 自由行動中の事故
- (オ) 食中毒
- (カ) 盗難
- (キ) 運送機関の遅延、不運、スケジュール変更、経路変更またはこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
- (ク) 運送・宿泊機関等の事故、火災損害により発生する損害
- (4) 現金、貴重品、重要書類、撮影済みのフィルムその他約款の特別補償18項(2)に定める品物については、当社が賠償の責を負いません。
- (5) 手荷物について生じた本項(1)の損害については、損害発生の翌日から起算して21日以内に当社に対して通知があった場合に限り、その損害を賠償します。ただし、損害額の如何にかかわらず、当社の賠償額は1人様当たり最高15万円まで（当社に故意または重大過失がある場合を除く。）とします。

19. 特別補償

- (1) 当社は、前項(1)の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、別紙特別補償規程で定めるところにより、旅行者が募集型企画旅行参加中にその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。なお、現金、貴重品、重要書類、撮影済みのフィルム、その他これら等補償の対象とならないものがあります。
- (2) 前項の損害について当社が前項(1)の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき前項の補償金は、当該損害賠償金とみなします。
- (3) 前項に規定する場合において、第1項の規定に基づく当社の補償金支払義務は、当社が前項(1)の規定に基づいて支払うべき損害賠償金（前項の規定により損害賠償金とみなされる補償金を含みます。）に相当する額だけ縮減するものとします。
- (4) 当社の募集型企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する募集型企画旅行については、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。
- (5) ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われぬ旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはいたしません。
- (6) お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハングライダー、マイクロライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社が上記の補償金及び見舞金は支払いません。

20. お客様の責任

- (1) お客様の故意または過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の募集型企画旅行契約の規定を守らなかったことにより当社に損害を被った場合は、当社は、お客様から損害の賠償を申し受けず。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

21. オプションツアー

- (1) 当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する小旅行（以下「オプションツアー」といいます。）の特別補償の適用については、主たる旅行契約の一部として取り扱います。
- (2) 当社以外の者が主催するオプションツアーに参加された場合、当社は特別補償規定は適用しますが、当該オプションツアーの催行に係る主催者の責任及びお客様の責任はすべて当該オプションツアーが催行される現地法人及び当該主催者の定めにより扱います。

22. 旅程保証

- (1) 当社は、次の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更（次の各号に掲げる変更（サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸施設の不足が発生したことによるものを除きます。）を除きます。）が生じた場合は、旅行代金と同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について、当社に第18項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- イ. 次に掲げる事由による変更
  - (イ) 天災地変、(ロ) 戦乱、(ハ) 暴動、(ニ) 官公署の命令、(ホ) 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、(ヘ) 当初の運行計画によらない運送サービスの提供、(ロ) 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
- ロ. 第18項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更
- (2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様おひとりに対して一旅行につき旅行代金に15%を乗じた額を限度とします。また、お客様おひとりに対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払に替え、これと同等又は

それ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

(3) 当社が、(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について第18項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は、当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額と旅行者が返還すべき変更補償金とを相殺した残額を支払います。

変更補償金  
変更補償金の支払が必要となる変更  
旅行開始後

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
一 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
二 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
三 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
四 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
五 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
六 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
八 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
九 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいいます。「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客様に通知した場合をいいます。

注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。

注6 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

### 23. 旅行条件・旅行代金の基準

(1) 本旅行条件と旅行代金の基準日は別途お渡しするパンフレット等に明示した日となります。

(2) 空港税等の換算基準日はパンフレットに明示します。過不足が生じて一切精算いたしません。

(3) オプションツアーは、別途契約になりますので基準となる旅行代金には含まれません。

### 24. 渡航手続き

(1) 現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得、予防接種証明書などの渡航手続は、お客様の責任で行っていただきます。但し、当社では所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行う場合があります。この場合、当社はお客様のご自身に起因する事由により、旅券・査証の取得、関係国への出入国が許可されなかったとしてもその責任は負いません。なお、当社及び当社の代理業者以外の旅行業者に渡航手続を依頼された場合は、当該渡航手続の業務にかかわる契約の当事者は当該取扱旅行業者となります。

(2) 日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください。

### 25. 団体・グループの契約について

(1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、契約取引を行います。

(2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

(3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

### 26. 保護措置

当社は、旅行中の旅行者が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用は旅行者の負担とし、旅行者は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

### 27. その他

(1) お客様が個人的な案内、買い物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手続に要した諸費用は、お客様にご負担いただきます。

(2) お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

#### (3) 海外旅行保険について

病氣、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については当社らの係員にお問合わせください。

(4) 旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに確定書面でお知らせする連絡先にご通知ください(もし通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください)。

(5) 当社が、いかなる場合も旅行の再実施いたしません。

(6) この条件に定めのない事項は当社募集型企画旅行約款によります。また、この条件書との間に齟齬が生じた場合は、募集型企画旅行約款を優先します。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求下さい。

当社旅行業約款は、当社ホームページ <https://www.club-azul.com/> からご覧いただけます。

#### (7) 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省海外渡航者のための感染症情報」ホームページ <http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。

#### (8) 海外危険情報について

渡航先(国又は地域)によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に当社より「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。

また「外務省海外安全ホームページ」

<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>

外務省海外安全相談センター：03-5501-8162

国別・海外安全情報 FAX サービス：0570-02-3300

でもご確認ください。

(9) 渡航先に「海外危険情報」が発出された場合の取扱につき、

イ、「十分注意して下さい」

(イ) 通常通り催行いたしますが、当社らにて渡航情報(危険情報)の書面をお受け取り

いたします。

(ロ) 契約成立後に取消された場合には、第13項に定める取消料をお支払いいただきます。ロ、「渡航の是非を検討してください」

(イ) 当社にて適切な「危険回避措置」が講じられると判断された場合に限り、原則催行いたします。その場合、当社らにお渡航情報(危険情報)並びに、危険回避措置に関する説明を行い書面を交付いたします。

(ロ) 書面を受け取り説明を受けた時点で契約解除(取消料)を収受いたしません。一旦ご了解いただいた後の契約解除の場合は、第13項に定める取消料をお支払いいただきます。

(ハ) 渡航中に当該情報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を変更する事があります。

ハ、「渡航の延期をおすすめします」「帰途を勧告します」

催行を中止いたします。

(10) 個人情報の取扱いについて

イ 当社は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

ロ 当社の旅行商品及びサービスの紹介並びにお客様にとって有用と思われる提携先の商品・サービス等を紹介する為、今後、当社からのダイレクトメールの発送等のお客様の個人情報のうち、ご住所・ご氏名・お電話番号・Eメールアドレスの情報を利用させていただきます。

ハ 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については当社のホームページでご確認ください。

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-6-4 H10平河町503

電話：03-6265-6284/FAX：03-6265-6281 E-Mail：tokyo@club-azul.jp

観光庁長官登録旅行業 第1746号 (社)日本旅行業協会正会員

総合旅行業務取扱管理者：中山恵

※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での管理の責任者です。この旅行の契約に関して担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく表記の総合旅行業務取扱管理者にご質問下さい。